

第79回穴粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成30年2月26日（月曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 会 2月26日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

- | | | |
|--------|------------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 第 1号議案 | 穴粟市人材確保・定住促進基金条例の制定について |
| 日程第 4 | 第 2号議案 | 穴粟市中小企業等振興基本条例の制定について |
| 日程第 5 | 第 3号議案 | 穴粟市学童保育所条例の制定について |
| 日程第 6 | 第 4号議案 | 穴粟市職員の勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 第 5号議案 | 穴粟市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 第 6号議案 | 穴粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 第 7号議案 | 穴粟市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 第 8号議案 | 穴粟市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 第 9号議案 | 穴粟市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 第 10号議案 | 穴粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 第 11号議案 | 穴粟市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 第 12号議案 | 介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 第 13号議案 | 穴粟市立学校設置条例の一部改正について |
| | 第 14号議案 | 穴粟市立幼稚園設置条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 第 15号議案 | 穴粟市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につ |

いて

- | | | |
|---------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 7 | 第 16号議案 | 宍粟市分収育林基金条例の廃止について |
| 日程第 1 8 | 第 17号議案 | 旧慣による公有財産の使用権の廃止について |
| | 第 18号議案 | 旧慣による公有財産の使用権の廃止について |
| 日程第 1 9 | 第 19号議案 | 宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について |
| | 第 20号議案 | 辺地に係る宍粟市総合計画の策定について |
| 日程第 2 0 | 第 21号議案 | 農作物共済危険段階基準共済掛金率の設定について |
| | 第 22号議案 | 園芸施設共済危険段階基準共済掛金率の設定について |
| | 第 23号議案 | 平成30年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について |
| 日程第 2 1 | 第 24号議案 | 平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第6号） |
| | 第 25号議案 | 平成29年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） |
| | 第 26号議案 | 平成29年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| | 第 27号議案 | 平成29年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 第 28号議案 | 平成29年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 第 29号議案 | 平成29年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 2 2 | 第 30号議案 | 平成30年度宍粟市一般会計予算 |
| | 第 31号議案 | 平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算 |
| | 第 32号議案 | 平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算 |
| | 第 33号議案 | 平成30年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| | 第 34号議案 | 平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計予算 |
| | 第 35号議案 | 平成30年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算 |
| | 第 36号議案 | 平成30年度宍粟市下水道事業特別会計予算 |
| | 第 37号議案 | 平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算 |
| | 第 38号議案 | 平成30年度宍粟市水道事業特別会計予算 |
| | 第 39号議案 | 平成30年度宍粟市病院事業特別会計予算 |
| | 第 40号議案 | 平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計予算 |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|--------|------------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 第 1号議案 | 宍粟市人材確保・定住促進基金条例の制定について |
| 日程第 4 | 第 2号議案 | 宍粟市中小企業等振興基本条例の制定について |
| 日程第 5 | 第 3号議案 | 宍粟市学童保育所条例の制定について |
| 日程第 6 | 第 4号議案 | 宍粟市職員の勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 第 5号議案 | 宍粟市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 第 6号議案 | 宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 第 7号議案 | 宍粟市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 第 8号議案 | 宍粟市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 第 9号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 第 10号議案 | 宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 第 11号議案 | 宍粟市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 第 12号議案 | 介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 第 13号議案 | 宍粟市立学校設置条例の一部改正について |
| | 第 14号議案 | 宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 第 15号議案 | 宍粟市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 第 16号議案 | 宍粟市分収育林基金条例の廃止について |
| 日程第 18 | 第 17号議案 | 旧慣による公有財産の使用権の廃止について |
| | 第 18号議案 | 旧慣による公有財産の使用権の廃止について |
| 日程第 19 | 第 19号議案 | 宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について |
| | 第 20号議案 | 辺地に係る宍粟市総合計画の策定について |
| 日程第 20 | 第 21号議案 | 農作物共済危険段階基準共済掛金率の設定について |

- 第 22号議案 園芸施設共済危険段階基準共済掛金率の設定について
- 第 23号議案 平成30年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
- 日程第 2 1 第 24号議案 平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 25号議案 平成29年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 26号議案 平成29年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 27号議案 平成29年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 28号議案 平成29年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 29号議案 平成29年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 2 第 30号議案 平成30年度宍粟市一般会計予算
- 第 31号議案 平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 32号議案 平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 33号議案 平成30年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 34号議案 平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
- 第 35号議案 平成30年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
- 第 36号議案 平成30年度宍粟市下水道事業特別会計予算
- 第 37号議案 平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 38号議案 平成30年度宍粟市水道事業特別会計予算
- 第 39号議案 平成30年度宍粟市病院事業特別会計予算
- 第 40号議案 平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計予算

応 招 議 員（ 1 6 名 ）

出 席 議 員（ 1 6 名 ）

| | | | | | |
|-----|---------|-----|-----|-----------|-----|
| 1 番 | 津 田 晃 伸 | 議 員 | 2 番 | 宮 元 裕 祐 | 議 員 |
| 3 番 | 山 下 由 美 | 議 員 | 4 番 | 東 豊 俊 | 議 員 |
| 5 番 | 今 井 和 夫 | 議 員 | 6 番 | 大 久 保 陽 一 | 議 員 |
| 7 番 | 田 中 孝 幸 | 議 員 | 8 番 | 浅 田 雅 昭 | 議 員 |

9 番 田 中 一 郎 議 員
1 1 番 飯 田 吉 則 議 員
1 3 番 林 克 治 議 員
1 5 番 西 本 諭 議 員

1 0 番 神 吉 正 男 議 員
1 2 番 大 畑 利 明 議 員
1 4 番 榎 橋 美 恵 子 議 員
1 6 番 実 友 勉 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 岡 崎 悦 也 君 書 記 小 谷 慎 一 君
書 記 岸 元 秀 高 君 書 記 清 水 圭 子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君 副 市 長 中 村 司 君
教 育 局 長 西 岡 章 寿 君 会 計 管 理 者 尾 崎 一 郎 君
一 宮 市 民 局 長 榎 谷 米 男 君 波 賀 市 民 局 長 松 木 慎 二 君
千 種 市 民 局 長 幸 福 定 利 君 企 画 総 務 部 長 坂 根 雅 彦 君
ま ち づ くり 推 進 部 長 富 田 健 次 君 市 民 生 活 部 長 小 田 保 志 君
健 康 福 祉 部 長 世 良 智 君 産 業 部 長 名 畑 浩 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 宮 崎 一 也 君 建 設 部 長 花 井 一 郎 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長 藤 原 卓 郎 君 総 合 病 院 事 務 部 長 志 水 史 郎 君

(午前 9時30分 開会)

議長(実友 勉君) 皆さん、おはようございます。第79回宍粟市議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

今年の冬は、例年にも増しまして厳しい寒さが続いておりましたが、ようやく南からは梅の便りが聞かれるころとなりました今日、議員各位には、御健勝にて今定例会に御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、今年の当地域の冬は、雪こそ多くはありませんでしたが、氷点下を下回る厳しい寒さが続き、水道管の凍結被害があちこちで見受けられる事態が起きました。また東北や北海道、北陸では、大変な大雪に見舞われ、身動きがとれない等大被害が出ています。被害に遭われました方々には心からお見舞いを申し上げます。

一方、隣の国韓国では、ピョンチャンオリンピックが華々しく開催され、昨日まで、大変な熱戦が繰り広げられ、日本選手の活躍に、自分のことのように喜び、感激をさせていただいたものでございます。これからパラリンピックも開催されます。みんなで応援をし、また感動をもらいましょう。

さて、地域社会の動向を見ていきますと、人口減少と少子高齢化を迎え、全国の各自治体が持続的な地域経済の活性化を図るため、知恵を出し合っている状況でございます。

当宍粟市におきましても、地域創生事業の一環として、平成28年度より、市民にとって暮らしやすいまちづくりを進め、人口流出を抑制する第一ダムにしようと、各市民局で生活圏の拠点づくり事業に取り組んでいます。一宮では生活圏の拠点づくり検討委員会を中心に多くの意見が出される中、仮称一宮市民協働センターの計画がなされ、次年度では事業が着手される運びとなっています。千種・波賀におきましても順次この事業が展開をされていきます。この事業のみならず、全ての事業において、事業の目的を市民みんなが共有し、高めていき、目的を達成しなければならないと思います

今、私たち議会と執行機関には、未来の宍粟市のために言論の府として政策を議論し、速やかに行動に移すことが求められています。

本定例会に付議されます諸議案は、条例の制定、条例の一部改正、条例の廃止や公有財産の使用権の廃止、また、平成29年度各会計の補正予算及び平成30年度の各会計予算案等40議案が上程されています。詳細につきましては、後刻市長の方から説明がございしますが、円滑に、かつ適正妥当な議決に達せられますよう切望するところでございます。

議員各位並びに当局には、諸般の議事運営に御協力を切にお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

市長、挨拶をお願いします。

福元市長。

市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。本日、第79回宍粟市議会3月定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に対しまして深く敬意を表する次第であります。

先ほど議長の御挨拶の中にもありましたとおり、今年は大変厳しい寒さが続いておりました。先の寒波の際にもマイナス13度あるいは15度というのを記録したところもあります。先人に聞きますと、「このような寒さは経験したことがない」と言われるほどでありました。

また、水道管の破裂等々により漏水するようなことも起こりました。ただ、幸いにも地域の皆さんや自治会長様の協力、さらに職員の懸命な努力によりまして、おかげで断水には至らず、よかったと安堵しておるところであります。

そのような中ではありますが、あと数日でいよいよ3月であります。揖保川の岸辺でもネコヤナギや梅の花もほころび始め、春の足音を感じるころとなっております。

昨日閉会をしましたピョンチャンオリンピックにおきましても、日本人選手の活躍はもちろんであります。世界の若者の活躍に大きく勇気と感動を与えてくれました。あわせてパラリンピックに大いに応援をしたいと、このように思っておるところであります。

さて、宍粟市では、平成28年2月の「人口非常事態宣言」以降、人口減少がとまらない中で、第2次総合計画並びに地域創生総合戦略を策定し、定住促進に向け「住む」「働く」「産み育てる」「まちの魅力」を重点戦略とした上で、課題解決に向けたさまざまな施策を積極的に推進してきたところでもあります。

しかしながら、一定の効果も実感しつつも、人口減少になかなか歯どめがきかない中で、「平成32年度末人口3万7,000人」を短期目標に掲げ、その目標に向けたより具体的な施策に取り組んでいるところでもあります。

この目標を達成するためには、市だけでは達成は難しいと考えております。議員の皆様をはじめ、市民の皆様、事業者の皆様と市が一体となり、まさにオール宍粟でまちづくりを考え、地域創生総合戦略に基づく人口減少対策をこれまで以上に強

力に推進していく必要があります。

このような中で、平成30年度は、平成29年度に引き続き「森林から創まる地域創生」をさらに強力に進めるため、地域創生アクションプランに掲げる人口減対策の施策の拡充を図りながら、重点的かつ戦略的に取り組むことが必要と、このように考えております。

そのためには、私自身が先頭に立ち、市民の皆さんとの対話を丁寧に行い、いただいた意見に対しては、「できません」ではなく、「何とかできないか」の視点で見つめ、取り組みを進めていきたいと、このように考えております。

この視点のもと進める平成30年度の施政方針及び予算案につきましては、後ほど詳しく御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

本定例会におきましては、平成29年度補正予算、平成30年度予算、宍粟市人材確保・定住促進基金条例の制定、宍粟市中小企業等振興基本条例の制定、宍粟市学童保育所条例の制定など40の議案を上程しております。

議員各位には、慎重に御審議を賜り、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げ、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） ただいまから、第79回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのとおりであります。

報告4、本日市長から議案40件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（実友 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

12番、大畑利明議員、13番、林 克治議員、以上、両議員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長（実友 勉君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月27日までの30日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月27日までの30日間と決定しました。

日程第3 第1号議案

議長（実友 勉君） 日程第3、第1号議案、宍粟市人材確保・定住促進基金条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第1号議案、宍粟市人材確保・定住促進基金条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

当市では、持続的な市の発展を図るため、2020年度末に3万7,000人、2060年度末に3万3,000人以上の人口を維持することを目標に掲げ、人口減少の抑制を図るための各種取り組みを強力に推進するとともに、若い世代の転入や移住・定住促進を図ることが急務となっております。

特に、人口減少の最大の要因となっている若年層の転出超過については、その対応が求められており、さらには市内の事業者においては、近年、人手不足が深刻化するなど、地域の担い手となる人材の確保・定住に向けた効果的な施策をスピード感をもって推進する必要があります。

当基金条例は、当市の人口減対策として、魅力ある雇用の場の創出、市内産業の人材確保、移住及び定住等を推進する事業に要する経費の財源に充てるための基金として、今回、制定するものであります。

当基金を活用して実施する事業内容については、経済産業界をはじめ、教育、金融、報道等各種機関のさまざまな関係者に協力をいただき、人口減少や人材確保等に向けた方策を協議・検討することとし、その議論を経た事業を即時実施するため

に安定的な財源確保を行うための基金であります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第1号議案は、総務経済常任委員会に付託します。

日程第4 第2号議案

議長（実友 勉君） 日程第4、第2号議案、宍粟市中小企業等振興基本条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第2号議案、宍粟市中小企業等振興基本条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

宍粟市には大企業の立地は少なく、大半が中小零細の事業者であります。中小企業等が地域の経済及び雇用を支え、地域社会の担い手として重要な役割を果たしております。

こうした中、中小企業等をめぐる情勢は、企業間競争の激化や市場規模の縮小など大きく変化しつつあり、さらに資金や人材等の経営資源の確保が困難な状況下において、経営層の高齢化に伴う後継者不足問題など、その経営環境は極めて厳しい状況にあります。

宍粟市では定住促進重点戦略の柱として、働く＝「雇用の創出と就職支援」を推進していますが、この取り組みを実効あるものにするためには、地域の経済と雇用を支える中小企業等の成長や持続的発展が不可欠であります。

中小企業等の振興が宍粟市の地域創生の取り組みにおいて重要な課題であることを認識し、企業の成長や持続的発展を図ることで、地域経済の発展と地域創生、ひいては市民生活の向上に繋がるものとして、中小企業等の振興に関する基本事項について制定するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） おはようございます。それでは、第2号議案、中小企業等振興基本条例の制定について、何点か質疑をさせていただきます。

ただいまもありましたように、厳しい経済状況に置かれているこの地域にとって、地域経済の活路を開いていくという、そういう振興条例の役割があるんじゃないかなというふうに今聞いて思ったところであります。

そういう意味におきまして、この中小企業等の振興につきましては、既に2014年6月に国が中小企業基本法というのを定めているというふうに思います。その中に地方自治体の役割ということをお記をされておりますが、その基本法と今回提案されております振興条例との関係、どのように整理されているのか、お伺いしたいと思います。

二つ目には、第1条の目的の中に、地域経済循環の活性化並びに雇用機会の拡大を促進して云々というふうにあります。それに関連する6条の中小企業の役割の中に、その地域経済循環の活性化とかという記述がこの中には見当たりません。その1条の目的に繋がるような記述がないというふうに私は考えるわけですが、その辺の見解についてお伺いをしたいと思います。

例えば生産とか流通・販売から消費に至る、そういう地域循環型経済をつくっていくという意味において、この中小企業の役割というのは非常に僕は大切になるというふうに思いますが、そういう規定がないというふうに見受けられます。

また同時に、その6条の中に、児童に対する職業体験などの機会を提供するという記述も見当たりますが、この児童にさせる職業体験というのは何を想定されているのか、お伺いしたいと思います。

それから、四つ目でございますが、この条例の検証及び評価、これについて伺いますが、条例案の中では、市は商工団体と連携して検証及び評価をしていくというふうに書いてございますが、その具体的方法についてお伺いしたいと思います。

まず、その4点をお願いいたします。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） 私のほうからお答えしたいと思います。4点あったと思います。

まず、1点目、国の基本法と市条例の関係につきましては、国の中小企業基本法第6条に地方公共団体の責務が規定されております。市の中小企業等の振興の理念をより明確に示し、地域の条件に応じた施策を実施することが求められております。

先ほど提案説明にもございましたが、宍粟市においても地域の経済と雇用を支える中小企業等の成長や持続的発展を図ることが非常に重要であり、地域創生の取り組みにおいても重点的な課題と位置づけております。

ついては、宍粟市における中小企業等の基本方針、基本施策等の基本的事項を定めることにより、それぞれの役割を明確にして施策を推進するための市条例と位置づけて整備するものでございます。

続きまして、2点目、条例制定の目的である地域経済循環の活性化等についての規定のことの御質問と思えますけれども、このことにつきましては、主体となり携わっていただく中小企業等はもちろんのこと、行政、商工団体、金融機関、市民等全ての関係者が担うべき役割であると考えております。そういった意味で非常にこの団体等が連携して取り組むことが必要でございます。

条例では、目的達成に向けた考え方や方法について、基本方針並びに基本施策の中で最初に内容等をお示ししておりますので、それぞれの役割部分では規定のほうはいたしております。

続きまして、3点目の児童につきましては、例えば工場見学であったり、職場見学などを考えております。ちなみに中学生とかになりますとトライやる・ウィークであったり、高校・大学のインターンの受け入れ、こういったものが考えられると思います。

最後に4点目、主な施策の検証及び評価につきましては、宍粟市総合計画、宍粟市地域創生総合戦略、毎年行う実施計画のローリングや予算策定などの各段階での検証や評価に基づき行う考えでございます。

また、現在、商工会の会員様と年3回程度実施しております経済懇談会、こういったものもさらにより深化させて取り組むことが必要ではないかと考えております。以上でございます。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 2回目の質問をさせていただきますが、国との関係についての話、非常に抽象的だったんですが、この市の条例の中に今説明があったような地方創生のための地域を活性化していくための条例という意味であれば、具体的にこの条例の中にどういうポイントが入っているのかという、今回制定される条例の

ポイントをもう少し具体的に教えていただけないかというふうに思います。

それと、検証の部分でございますが、これは市長にお伺いを僕はしたいと思うんですが、この条例というのは、とにかく地域住民を巻き込んだ市民運動的な盛り上がりが必要ではないかなというふうに私は思っているわけですが、今、地域経済の振興というのは本当に企業だけではなくて、我々自身にも大きな課題として、問題意識を持っていかなければならないというふうに思うわけで、やっぱり市民が具体的にこの振興にかかわっていかない限り、こういう地域循環の経済というのは生まれてこないというふうに思いますので、私は検証・評価の中に市民が加わるべきだというふうに思っております。市と経済団体だけで検証するのではなくて、一番大事な市民を加えていくような、そういう組織あるいは市民の声が施策に反映するような、そういうものをつくり上げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） まさにそうでありまして、この条例の基本理念を運用するためにはやっぱり市民がいかに加わってということは非常に大事な部分でありますので、このことについては実際に動き出した中で、先ほどおっしゃった意見も加えながら検討を加えていく必要があるだろうと、このように思っています。

それから、もう1点つけ加えさせていただきますと、先ほど御質問のあった、特に工場見学や職場見学、児童のということで、その項目になります。もう御承知かと思いますが、昨年新たな企業が第2工場等をつくられました。この条例の前でありますけども、いろいろそういう中には是非市内の児童生徒が見学するコースをつくってほしいと、それによって地域のいろんなことを学ぶということで、そういったことも含めて御協力いただいたという例もあります。今後、そういうことも非常に大事なかなと思っています。そのためには、いかに市民全体で地域経済を含めて循環を含めたことも、あるいはこれからの将来に向かっても大事な部分がありますので、おっしゃったことについては今後運用の中でしっかり捉えていきたいと、このように思っています。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） 最初の条例の中に具体的な規定がないじゃないか、抽象的な表現じゃないかといった御質問かと思いますが、この条例につきましては、大畑議員からあったように、平成26年に小規模企業振興基本法の成立を受けまして、各全国でこういった理念条例的なものが整備されております。そういった意味で文言については非常に抽象的なんですけど、宍粟市の条例でいきますと、基本方針で

あたり、基本施策の中でそういったことも考え方等をお示ししていると考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 最後でございますが、今もありましたように、市民も含めてどういう方向に向かっているのかというのが具体的にわかるような、そういうものを補完するようなものをつくっていただきたいというふうに思います。

それから、最後、確認でございますが、この条例の中に「市は」というふうに、たくさん出てまいります。これは自治法の観点からいいますと、議決機関であります議会も含まれるというふうに解釈してよろしいでしょうか。その辺確認だけして終わりたいと思います。

議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

産業部長（名畑浩一君） やはり施策をする当たりまして当然議会の議決なり、必要なことも発生するかと思いますので、当然連携して進んでいくと考えております。

議長（実友 勉君） よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第2号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第5 第3号議案

議長（実友 勉君） 日程第5、第3号議案、宍粟市学童保育所条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第3号議案、宍粟市学童保育所条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

宍粟市では、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の空き教室等を活用して学童保育事業を実施しておりますが、近年、保護者のニーズは多様化しており、子育てしやすい環境を整えることが急務となっております。

そこで、河東小学校敷地内において建設を進めております、市内で初めてとなる学童保育事業専用の施設につきまして、地方自治法第244条の2の規定により、設置及び管理に関する事項を定めようとするものであります。

原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 続いて、第3号議案、学童保育所条例の制定について質疑をさせていただきたいと思います。

今回上程されております議案については、学童保育所の中で学童専用の施設として新たに建設される河東学童保育所のための条例に私はとどまっているというふうに解釈しております。この条例提案の問題点を幾つか論点を提示いたしまして、質疑というふうにさせていただきたいというふうに思います。

まず、一つに、新たにつくられる専用施設のみを条例制定するんだということだったとしても、その設置管理条例の中には利用料とか利用料の減免とか、市民の権利義務に関する規定というものは条例に明記されなければいけないというふうに私は思います。今回は、設置管理についてということで、場所あるいは休所日、そういうものだけが明記された条例になっておりますので、条例上、私は不備だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、宍粟市にはそのほかに預かり保育、学校の空き教室等を利用した15の学童保育所が運営されていると思いますが、現在これらの施設の利用料あるいは減免規定、そういうものは全て要綱で規定をされております。これも非常に問題だろうというふうに思います。仮に幼稚園や学校施設が主たる設置管理だからということでおっしゃるのであれば、そこは利用料は取れないはずですが、ですから、利用料を取る場合には、しっかりと設置条例に位置づけるべきだというふうに私は考えておりますが、その市民の権利義務にかかわる利用料等について、条例に定めないということについての問題を2点目に指摘して質疑にしたいと思います。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 今回の条例でございますが、これは新たに建築する河東学童保育所が公の施設に当たるということから、施設の管理に必要な名称、位置、休所日等について、本条例で定めておりまして、その項目1から5条によりまして管理にかかわるものと考えております。

また、要綱なんですけど、要綱も個別の事情に対するきめ細やかな適用性、需要の変化への即応性については、一定の事項について行政機関に委任することができる

としております。今回、学童の関係につきましては休所日、制限行為、使用許可、使用料、使用方法などがありますが、それらについても要綱で定められると考えております。

また、市民の権利義務にかかわるものは条例で定めるべきではないか、また、特に利用料ということについてという御質問でしたが、学童保育の個人負担金はサービス利用料として定めておりまして、これは議員のおっしゃる権利義務には当たらないと考えております。したがって、費用を徴収するに必要な条例の根拠は必要ないという考えから、要綱で徴収しております。

以上です。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 法制の話になりますので、また具体的には委員会でやりとりせな仕方ないのかと思うんですが、要綱というのは、行政の内部の事務手続とかマニュアルというものが要綱でございまして、市民の負担にかかわるようなことはこの議会の場で、市民を代表する議会の審議を得ていくというのが本来の筋だと思えます。教育委員会に関する保育料でありますとか、こういうものが全て条例に上がってきてないということが非常に僕は問題だということはずっと指摘をしているわけでありまして、これは法制として間違いだろうというふうに思うんですが、法制担当のほうの部長にその見解をちょっとお伺いしたいと思えます。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 先ほど教育部長のほうが答弁をしましたように、今回の学童保育所の関係につきましては、サービスの提供による対価ということの判断をしておりまして、今回条例には載せていないところでございます。これは、法制的な面からしましても、そのことについては問題がないだろうという判断をさせていただいておるところでございます。

全体的な自治法による使用料とか手数料、そういった類いと、この学童保育所の部分はどうかということについては、再三申し上げておるとおり、サービスの提供に対する対価という捉え方で私法上の契約という形での今回の料金という形で捉えていただければいいのかなと、そんなふうに考えておるところでございます。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 保育料ですとか、こういう学童保育所の利用料、こういうふうなものは、私は債権上は公債権に当たるのではないかなというふうに思っておりまして、公債権に該当するのであれば、その徴収根拠は条例でないといけないと

いうふうに思っていますので、その辺少し疑義があるところがございます。もう一度見ていただきたいと思います。

地方自治法の244条の2の第1項に定めております管理ということについての解釈を少し私なりに調べてきたんですけども、今部長からありましたように、使用料の額とか徴収方法、使用料の減免、そういうものは条例で定めるべき管理の範囲に当たるといふような解釈もありますので、管理という言葉の中にはそういう利用料、使用料等を徴収するということまで含まれるという解釈が出ておりますので、それらについて考えますと、ちょっと今回の条例については疑義を感じるということがございます。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 管理というところの解釈に少し今おっしゃることと我々の答弁との差異があるというふうに思っています。

これは、施設をするときに、例えば貸し館で使っていただける、そういったときの使用料というところを想定をしておりますして、今議員がおっしゃる部分については学童保育所の運営に係る部分だといふふうに考えておりますので、運営と管理というところの違いを私はそういうふうに、この前も御答弁をさせていただいたとおり、違うものであるというふうに解釈をしております。

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第3号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第6 第4号議案

議長（実友 勉君） 日程第6、第4号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第4号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

宍粟市訪問看護ステーションでは、緊急時や自宅看取りに対応するため24時間連絡体制をとっており、勤務する看護師等の負担となっております。

今後も24時間態勢を維持していくために、人員確保・安全確保に資するため、宍粟総合病院に勤務する看護師等と同様に、遺体処置及び緊急出動などの特殊勤務手当が支給できるよう、所要の改正を行うものであります。

なお、これらの手当につきましては、国民健康保険診療所勤務職員にも適用するものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第4号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第7 第5号議案

議長（実友 勉君） 日程第7、第5号議案、宍粟市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第5号議案、宍粟市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在の条例では、公共用または公益事業等に供する場合及び地域経済の発展に資する場合について、普通財産の無償または低額での譲渡または貸し付け等の規定を設けておりますが、今後、定住促進施策として未利用財産を譲渡、貸し付ける場合につきましても対象とするため、条例で規定しようとするものであります。

あわせて、行政財産につきましても、法律上、貸し付けが可能となっていることから、今後、公共用等に貸し付ける場合につきましても、本条例の規定を準用しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 第5号議案、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正につきまして、引き続き質疑をさせていただきます。

今回の条例の改正のポイントは大きく二つあるかなというふうに捉えております。一つは、普通財産を譲与したり、あるいは時価よりも低い価格で譲渡したり、それから、または時価よりも低い価格で貸し付けるという、こういうことができる条件に新たに定住の促進に資することを目的にという規定を入れて、そして、これまでは議会の議決を求めていたということですが、今回は市長が特に必要と認めるときというものを加えていくという、市長判断でできるように変えていこうというのが新たに加わったというふうに思います、一つは。

もう1点は、議会の議決を必要とせずに、普通財産を無償あるいは時価よりも低く貸し付ける条件に、新たに行政財産を加えたということの規定が追加されたというふうに解釈をしております。そういうことで、質問の内容でございますが、この時価よりも低い価格で譲渡したり、または無償とか時価より低い価格で貸し付けるという条件に対して、市長の特認という規定を新たに加えようとする、この目的は何なのか、少し教えていただきたいと思います。

それから、行政財産の貸し付け、法的にも可能になったということでございますが、これはどのようなことを想定されているのか、二つ目にお伺いしたいと思います。

三つ目でございますが、この普通財産、行政財産などの公有財産というのは、すぐれて市民の共有の財産であろうというふうに思います。したがって、そういうものを時価よりも安くしたり、あるいは無償でということになりますと、それが適正なのかどうかということを議会の判断を仰ぐという、市民の代表の議会にそのことを提案していくというのがこれまでの筋だったんじゃないかなというふうに思います。その範囲を狭めて市長の特認の範囲を増やしていくということについて、少し疑義があるわけでございますが、この件についても議会に事前の協議もなかったというふうに思いますし、市長が特に必要と認めるという取り扱い基準はこのように厳格にしていますというような基準も示されてきてないというふうに思います。そういう中での提案でございますので、少しこの議会の議決権との関係を当局はどのように整理をされているのか、これを3点目にお伺いをしたいと思います。

以上です。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） まず、3点の一つ目でございます。定住の促進に資することを目的に市長の特認の条項を設けたのはどういうことなのかということで

ございます。

今後、定住促進という観点、定住目的という関係で、低額で財産を処分しようという方向性というものについては、その方向で進めていきたいなあと、そんなふうに考えておりますが、今回上げさせていただいている条例案、この部分でございます。こうならない場合につきましては、一つ目には、事前に議決を経ようとする、相手先未確定のまま上程をするということになるということが1点。さらには、一方で、全て確定後に議決を経ようしますと、減額した額、そういったものを議決前に公表するということになってしまう。いずれにしましても、手続上に矛盾が生じてしまう、ある意味スピード感をもって買っていただける方、そういう方との交渉なり、あるいはその人の今後のスケジュール、そういったものにも適切に、あるいは的確に対応するためには、定住ということを目的にのみ、その特認事項を加えていきたいというのがまず1点目でございます。特に、若年層の皆さんの定住促進を進めていく上で、そのタイムラグを少なくしていこうというのが今回のお願いでございます。

それから、2点目のどんなことを想定をして第4条は改正をしているのかということでございます。これは先ほど申しましたものとは一風ちょっと変わっております。先ほど大畑議員も言われたように、実は平成18年の自治法の改正によりまして、行政財産の有効活用の観点から、公共施設の空きスペース、そういったものを貸し付けることが非常に幅が拡大をされてきておるという状況でございます。

現在、具体的に申し上げますと、社会福祉協議会、こちらのほうには公共施設をお貸しをしておる状況でございますが、これは自治法の238条の4第7項によりまして目的外使用ということで貸し付けをさせていただいております。このことについては、市の公有財産規則の中で最長1年という形で契約を結ぶということになっておりますので、毎年更新をさせていただいている状況でございます。本来ならば、長期的に安定的に使用していただくということが本来の姿ということで、今回につきましては、行政財産のそのことのように長期的にお貸しできるような状況をつくっていく中で、それぞれの社協とか、そういったところの安定的な経営に資するということに繋がるということで、今回4条の改正をさせていただいております。

それから、三つ目でございますが、これまで報告がなかったのではないかなと、取り扱い基準も明確ではないのかなというような御指摘でございます。今回につきましては、冒頭申し上げましたように、手続の矛盾というところをできるだけ解消

しながら、スピーディーにこのことを進めていかせていただきたいということでございまして、定住促進ということに限って、そのことをさせていただくことになっていきます。

これは、そのことの方向性はまだ具体的には出しておりませんが、例えばの話でございまして。空き家を寄附をいただいて、定住に繋げていくということも想定をされます。そういったところも含めて今回のところについては、基準というか、マニュアルも明確にしていきたいなということで、今現在、内部で調整をしておるところでございまして、明確にはまだこうだというものをお見せできない状況にあるわけですが、いずれにしても、そのマニュアルなり、あるいは個々具体の案件につきましても、事前にその想定をする中で担当の常任委員会のほうには御報告しながら、意見をいただく中で事を進めていきたいというふうに考えておりますので、その点御理解いただきたいというふうに思います。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 定住促進を否定をするものでも何でもないわけですが、これまでも地域経済の活性化に資することを目的にということで、普通財産の貸し付けとかを企業とかにしてきて振興を図っていかうというふうにやってきた、そのことはわかるんですけども、あくまでもこれまでは無償貸し付けであったり、貸し付けの範囲だったと思うんですね。今回、譲与、譲り渡してしまうところまで踏み込んでいるわけなんですよ。この辺が基準も何もないし、本当に私権の設定のところまでいってしまうわけで、そういうことがそちら側のいわゆるスピーディーに物事を進めなきゃいけないからという理由で、手続上の問題で大事な議決、市民の判断を仰ぐというところを抜きにするというのは、どう考えてみてもちょっと理解がしにくいわけです。

ですから、何か特異なケースを持ち出して、どうしてもこういう条項を入れないとスムーズにいかないんだというふうに聞こえてくるんですね。ですから、基本はやっぱり議決ですから、市民の財産を譲り渡したり、時価よりも低くするんだったら、こういう理由なんですということで、議会に諮るとというのが僕は本来の筋だというふうに思うんですが、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

それから、行政財産の適用も他の地方公共団体、あるいは公共団体、公益団体というふうに社会福祉協議会なんかもそういうところに入るかなと思うんですが、そういうところにおいてでありますから、それ以外、公共的団体ということになると、非常にまた僕は範囲が広がっていくんじゃないかというふうに思うので、その辺が

公共や公用的にやる事業だったらいいけど、公益事業まで含まれるわけですから、いわゆるある程度営利的な事業まで行政財産を貸し付けていくみたいなところまで踏み込んでいくような気がするので、少しちょっと範囲が拡大するんじゃないかなというふうに思いますが、その辺もう一度お願いいたします。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 今回、先ほども御答弁をさせていただきましたとおり、これまで例えば自治会に無償で譲渡をするというような議案も提案をさせていただいたことがございます。これは自治会とのお話の中で、この時期にまでお待ちいただくという話が整ったというところでの議案の上程ということになったわけですが、今回、それぞれ個人の方に市の遊休地を有効に活用していただきたいというところで、議会の議決、臨時議会を開いたらという話はあるんですが、3カ月のブランクというところをできるだけ埋めていきたいというところで、今回の上程とさせていただいたところでございます。

ただ、御心配いただいていますように、独断で進んでいくんではないかなというところも御指摘をいただいておりますが、そのことは先ほども申しましたように、担当委員会のほうで十分に議論をしていただくというところも含めて丁寧な手続を我々も踏んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいなど、そんなふうに思っております。

そして、4条の関係、これはあくまで法の趣旨は、余裕があるスペースということでございますので、余裕がないのに貸していくという部分については、全く考えられないことでございます。どこまでも際限なく、いろんなことに広がっていくんではないかなということについては、もう既にその段階で規制といいますか、制限がかかってくるんだらうというふうに思っておりますので、その点はしっかりと整理をしながら判断をしていく必要があるというふうに考えております。

議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

12番（大畑利明君） 最後ですが、これはもう委員会のほうに資料を出していただくしかないかなというふうに思いますが、今、この場だけのやりとりでは非常にわかりにくいので、少し想定されることを委員会に具体的にお示しをいただきたいと思っておりますし、行政財産のことについては、その用途または目的を妨げない範囲ということが基本になるだらうと思っておりますので、そういうこともしっかりこういう基準を考えているというものを委員会のほうに提示をいただきたいというふうに思います。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 資料として整理をして委員会のほうで議論していただくようにさせていただきます。

議長（実友 勉君） 続いて、3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） それでは、同じく議案番号5番、宍粟市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についての質疑をさせていただきたいと思えます。

先ほども大分詳しく説明及び質疑があったので、何となくはわかるようにはなってきたような気もするんですけれども、再度、発言通告に出しておりますとおりの質問をさせてもらいたいと思えます。重なるところは申しわけないと思うんですが、もう一度答えていただくことによって、よりわかるようになると思えますので、すみませんがよろしく願いいたします。

まず、この条例の改正により、何がどのように変わっていくのか。

また、若者の定住が目的ならば、市の財産の譲与や無償貸与などが議会の議決を経ずに行えるようになるというふうに説明されておりますが、どういう場合を想定されておられるのか、具体的な事例を挙げてわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 先ほども大畑議員のときに御説明をさせていただきました。市が未利用財産、このことについて定住目的で低額で販売をしようというところの場合に、そのことについては議会の議決を経ずに手続を進めさせていただきたいと。当然先ほども申しましたように、委員会等への説明、そのことについては丁寧にさせていただきたいというふうに考えておりますが、より相手がスムーズな取得、そして将来的な建築、そういったところに繋げていっていただけるような環境を整えていきたいというのが今回の目的でございます。議決を必要としない条項ということで、御理解をいただきたいと思いますというふうに思えます。

二つ目の具体的にはどんなことが想定されるのかということでございますが、昨年の9月議会の補正予算の際にも少し委員会のほうでは説明をさせていただいたかもわかりませんが、例えば下三方小学校のプール、今これを解体をしておりますが、その跡地については地域の住宅地として活用いただきたいと思いますというふうに考えております。このことにつきましては、適切な時期にすぐに相手さんが決められるような環境も整えさせていただきたいと、そんなふうに考えております。特に、北部の人

口減少、そういったものについても大きく意識をしながら、今回の条例改正を提案をさせていただいているところでございますので、御理解をいただきたいと思いません。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 私も若者の定住というところは本当に大切だと思っております。そこで、ほかの自治体で既に今回のこの条例の改正のような改正を行っているところがあるのかどうか。あるとしたら、そのメリット、デメリット、そういったところを調べておられたらお願いいたします。

そして、あと、今、宍粟市においてこの条例が改正された後、実際に想定されているようなところがあるのかどうか、お尋ねします。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 全国的な部分につきましては、栃木県だと思えますが、常陸太田市、こちらのほうが同様の条例を設けておりますし、群馬県の下仁田町、ここにつきましては、住宅を安価に譲渡するという規定を盛り込んだ条例を設けておられると。ただ、そのメリット、デメリットまでは確認はできておりませんので少し確認をして、また報告をさせていただきたいというふうに思います。

それから、具体的な部分については、先ほど申しましたように、下三方小学校のプールの解体・撤去が終わりましたら、そちらのほうをまず考えていきたいというふうに考えております。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 私の今回のこの条例改正についてひっかかるところは、やはり議会の議決を経ずにというところなんですけれども、そんなことないと思うんですが、万が一議会の議決を経ずに何らかの問題が起こったとしたら、こういった責任のとり方があるのかということをお尋ねしたいと思えます。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 議決を経ずにというところでございますが、先ほど来申してますように、委員会のほうには十分に説明をさせていただくスタンスで、そのことについては臨まないといけないというふうに考えております。

責任という部分でございますが、これは市が行う全ての行政活動、それに伴う部分で対応していくことになるというふうに考えております。

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第5号議案は、総務経済常任委員会に付託いたし

ます。

日程第 8 第 6 号議案

議長（実友 勉君） 日程第 8、第 6 号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第 6 号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、当市におきましても、政令で定める基準と同様の補償が行えるよう関係部分の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、非常勤消防団員等の損害補償基礎額の加算額及び加算対象区分について、一般職の職員の給与に関する法律で規定されている扶養手当支給額及び支給対象の基準に基づき、改正しようとするものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第 6 号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第 9 第 7 号議案

議長（実友 勉君） 日程第 9、第 7 号議案、宍粟市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第 7 号議案、宍粟市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成 30 年 4 月から国民健康保険法が一部改正されることに伴い、条項ずれの対応ほか文言の整理を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第7号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第10 第8号議案

議長（実友 勉君） 日程第10、第8号議案、宍粟市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第8号議案、宍粟市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年4月から高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されることに伴い、市の後期高齢者医療被保険者の資格取得対象者に変更が生じることから、本条例の一部を改正するものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第8号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第11 第9号議案

議長（実友 勉君） 日程第11、第9号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第9号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年度から国民健康保険制度の安定化に向け、現行の市町個別運営から、県が財政運営責任を担うなど、県と市町が共同保険者となる新たな国民健康保険制度が始まります。それに伴い、県と市町が一体となり、国民健康保険の財政運営の安定化、事務の標準化、広域化及び効率化を推進するため、兵庫県国民健康保険運営方針が策定され、その中で、保険料の算定方式については、将来的な保険料負担の平準化を図る観点から、県内全市町の合意のもと、所得割、均等割、平等割の3方式を目指すと規定されております。

宍粟市におきましては、現在のところ、資産割を含む4方式を採用しているため、被保険者への税負担を考慮しつつ、段階的に3方式への移行に取り組む必要があります。

今回の改正につきましては、資産割の現行税率を約3分の2とし、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の所得割、均等割、平等割を県が示す標準保険料率に準ずる税率に合わせ増額の税率改正を行うとともに、4方式から段階的な3方式への移行措置を踏まえ、医療給付費分の税率につきましては、被保険者の税負担の軽減を図るため、所得割、均等割、平等割の税率を減額とする改正を行おうとするものであります。

なお、今回の改正案につきましては、国民健康保険運営協議会に諮問し、慎重に協議をしていただいた結果、原案どおり改正が適当であるとの答申をいただいているところであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 3番の山下です。議案番号9番、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について、質疑をさせていただきます。

国民健康保険税の財政が平成30年度から県の運営に移って、県が宍粟市の納付金額を決め、あわせて標準保険料率を目安として示してきました。県が示した標準保

険料率より宍粟市の医療給付費分の税率のほうが高く、その結果、被保険者の税負担の軽減を図るといような結果となっております。

他の市町村においては、一般会計から法定外の繰り入れを行って、保険税の負担を軽減し、住民の医療を受ける権利を守ってきた兵庫県下の市町、本当にたくさんあるんですけども、宍粟市の国民健康保険税はこれまでも本当に高過ぎたのではないかということが、今回の結果からもよく見えたなというふうに感じるわけなんです。

そこで、今回、後期高齢者支援金分と介護納付金分の所得割、均等割、平等割が負担が増えていることになっておりますが、これで市民の医療を受ける権利が守られると言えるのかどうか、市長に質疑をいたします。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 今回の税率の改正につきましては、県の運営方針や標準保険料率の提示に伴いまして、保険料の算定方式を計画的に4方式から3方式に移行していくということで、今回、資産割を3分の2とするというように税率改正の主な柱として挙げております。

平成30年度から国保の事業の広域化がスタートするわけでございますが、同一所得、同一保険料という理想を目指しておりますので、それを早期に実現するために、宍粟市としてはそういった4方式から3方式に移行するということが是非とも必要なということで、今回激変緩和の部分も含めまして、3分の2に減額をしていくというように、今回の税制改正の案を予定しております。

国民健康保険税につきましては、所得等によりまして応能割、加入者数に応じた応益割で算定しております。収入が多い世帯には多目の負担、収入の少ない世帯には軽減措置がされる制度等も既にございますので、そういった保険制度を支える加入者負担の公平性の原則を踏まえまして、今回の改正案につきまして御理解のほうをいただきたいというふうに考えております。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 制度の改正は、国の国民健康保険税の法律改正ということで、こういう形になっていくので説明はよくわかったんですけども、先ほどそういう税率の改正というところで見えてきた宍粟市の問題として、今まで国民健康保険税が非常に宍粟市は高く、市民の医療を受ける権利が守られてきてなかったんじゃないかというところで、市長にお尋ねしたんですけども、市長、いかがですか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） これまでの健康保険税の現状等々、あるいは経過も十分理解をしておるところであります。市民の権利は守ってきたと、こういう状況でありまして、私としてはできるだけ安いのがいいんですが、現状では今回お示ししているような状況に至ったと、こういうことで御理解いただきたいと思えます。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 国保に加入している住民、被保険者の方が一番気になっているのが、やはり保険料がどうなっていくのか、今回のこの条例の改正によって、支払う保険料がどうなっていくのかということなんですからけれども、その点についてはどうなのか。

また、暮らしをしっかりと成り立たせて、払うことのできる保険料にする、そして安心して医療が受給できる、このことが非常に大切だと思うんですが、その辺の説明をお願いします。

議長（実友 勉君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 今回の税制改正でプラスになる、増額になる部分もございます。といいますのが、標準保険料率の算定につきましては、4方式で算定されておりますので、当然資産割の部分もありますが、宍粟市としては県の方針、4方式から3方式に移行するので、その分が要は所得割とか均等割、平等割に振り分けなければならないというふうなことがあり、その分が所得割が県の示された税率よりも若干高くなる部分もございますし、逆に資産割自体がなくなりますので、それはマイナスということでプラス、マイナス、ゼロという部分がございます。資料もなしで口で説明すると、なかなか難しい部分もございますので、また、そういった県の標準の税率、また現行の税率、また平成30年度の税率についての比較表、またそれぞれ生活のパターンによります詳細な資料につきましては、委員会のほうでお配りしまして説明のほうはさせていただきたいというふうに思っております。

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第9号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第12 第10号議案

議長（実友 勉君） 日程第12、第10号議案、宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第10号議案、宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本委員会は、老人福祉法、介護保険法のそれぞれで規定される老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定等を行うために設置しておりますが、一般に65歳以上の年齢の方は高齢者とされていることもあり、「老人」を「高齢者」とするほうがなじみのある表現であることから、「老人福祉計画」を「高齢者福祉計画」と改めるものであります。

また、この条例の一部改正にあわせ、宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例においても所要の改正を行うものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第10号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第13 第11号議案

議長（実友 勉君） 日程第13、第11号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第11号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、介護保険料につきましては、要介護認定者数やサービス見込量などから推計し、第7期の計画期間中に必要となる第1号被保険者保険料の基準月額を6,700円と定めるとともに、あわせて、所得に応じた負担を適切に求めるとの観点から、所得区分をこれまでの9段階から11段階に改めるものであります。

さらに、平成27年度から国の制度に基づき、公費を投入して所得の低い方を対象に保険料軽減を図っておりますが、この制度につきまして、第7期計画においても

継続するよう改めるものであります。

また、第17条の改正につきましては、介護保険法の改正に伴い、過料の対象範囲を、第2号被保険者の配偶者等にも拡大するよう整理するものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 3番の山下です。議案番号11番、宍粟市介護保険条例の一部改正について、質疑を行います。

先ほども説明ありましたように、今年の4月から介護保険料の基準月額が800円高くなって、基準月額6,700円になるという条例の改正です。

現在の介護保険料でも高過ぎて払えない人がたくさんいらっしゃいます。一般会計から法定負担割合を超えて介護保険事業特別会計に繰り入れを行い、保険税を軽減することを求め続けておりますが、なぜ行わないのか、市長に質疑をいたします。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 介護保険料に伴いまして一般会計からの繰り入れはなぜ行わないのかという御質問でございます。

介護保険料の特別会計における法定割合を超えた一般会計からの繰り入れというのは、定められた負担割合を崩し、他者への負担転嫁をすることとなり、社会保険制度として高齢者自身も助け合いに加わっていただくという介護保険制度の成り立ちを揺るがすものと、このように考えております。

また、一般財源は住民全体の貴重な財源でございます。本来あるべき他の行政サービスを圧迫する要因となることにほかなりません。介護保険事業としまして、全国一律の仕組みとして成り立つ制度である以上、安易な財源移転は厳に慎むべきであり、市民全体の理解を得ることも厳しいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 先ほどの質問も市長に質疑したので、市長に答えていただきたいんですけども、現在、実際に宍粟市の保険料が高いから市外へ転居されたという方も聞きます。そしてまた、この介護保険料が高いから保険料を払えず、サー

ビス利用ができない方は宍粟市にたくさんいらっしゃいます。

そのようなことを考えて、やはり保険料の軽減というところは市長としてどうするかをしっかりと考えていかなければならないと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） これまでも同様の御質問を山下議員からいただいておりますが、一般会計からの繰り入れの件であります。先ほど担当部長も申し上げたとおり、現状の中では一般財源からの繰り入れについては、なかなか厳しいんじゃないかと、難しいと。また、市民全体からも理解は得られない部分があると、こういう状況でありますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 今回のこの保険料の改正、近隣自治体を見てみますと、国の方向が自立支援とか、あるいはまた本来ならば介護保険のサービスを利用するところを市の総合事業に変わったりとか、何とか保険料をこれ以上引き上げるのを防ぐために、そういった介護予防、あるいは自立支援に国の示すとおり力を入れるところがある関係からか知りませんが、介護保険料を第6期のまま据え置きにするというところが近隣自治体でもあるように聞いております。

そこで、宍粟市はこの800円も高くするというところで、さまざまなサービスを使って本当の意味でのその人らしい生き方ができるように考えるとか、あるいは施設に入所したい人がすぐに利用できるとか、そういった方向で考えるから、これだけ高くするというのならばわかるのですが、そのこのところの説明をお願いします。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） この7期におきましては、今、山下議員からございましたように、宍粟市におきましても自立支援の方向にシフトしていく、そういう考えを持っております。

ただ、既にある施設、そういったものの運営、あるいは介護、これまでどおりのサービスも行っていく、そういう中でのシフトでございますので、いきなりということ、それは難しいのではないかと、このように考えております。

近隣市町の例もございますが、今回7期の設定をするに当たりまして、いろんな分析を行いました。これまで宍粟市がサービスを非常に充実しておったところ、そのあたりのところから今この保険料になっております。ただ、これから自立支援、総合事業、介護予防、そちらのほうにシフトしていく中で、この保険料は今後抑え

られてくる、こういうふうにも予想しております。ですので、7期のこの今回の値上げにつきましては、最終的に大きな金額にはなっておりますが、今後は緩やかに抑えていく、そういった想定の中での設定としておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第11号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第14 第12号議案

議長（実友 勉君） 日程第14、第12号議案、介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第12号議案、介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

医療・介護総合確保推進法の規定による介護保険法の改正に基づき、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定等の権限が都道府県から市町村に移譲されます。

この改正に伴い、市が行うこととなります事業所の指定や、事業の運営基準等につきまして、介護保険法に基づき、本条例で定めるものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第12号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第15 第13号議案～第14号議案

議長（実友 勉君） 日程第15、第13号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正についてから、第14号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、第13号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正並びに第14号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、第13号議案であります。平成21年8月に策定した宍粟市学校規模適正化推進計画に基づき、学校規模適正化につきまして、各地区において協議をいただいでまいりました。

一宮南中学校区では、保護者・地域住民との意見交換を重ね、平成25年9月の地域の委員会において学校規模適正化の実施を地域として決定いただき、その後、平成27年4月に地区協議会を設置し、新校の開校に向けて協議・決定が進み、このたび開校に向けた協議が概ね終了したことを受け、学校設置条例の一部改正を提案するものであります。

改正の内容としましては、平成30年3月31日をもって神戸・染河内の2小学校を廃止し、平成30年4月1日から新たに、はりま一宮小学校を設置しようとするものであります。

続いて、第14号議案であります。一宮北中学校区においても、地域の委員会、保護者・地域住民との意見交換を重ね、平成28年7月12日に地区協議会を設置し、保護者や地域住民の代表者、保育所幼稚園関係者による協議・決定をいただいでいるところであります。

平成31年4月の認定こども園開設に向けて、園舎建設に向けた動きも具体的に進んでいることから、平成30年3月31日をもって下三方幼稚園、繁盛幼稚園を廃止し、新たな活用を検討したいと考えております。

以上、2議案につきまして諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第13号議案から第14号議案までの2議案は、文教

民生常任委員会に付託いたします。

午前11時15分まで休憩をいたします。

午前 1 1 時 0 1 分休憩

午前 1 1 時 1 5 分再開

議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 1 6 第 1 5 号議案

議長（実友 勉君） 日程第16、第15号議案、宍粟市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第15号議案、宍粟市病院事業の設置等に関する条例及び公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

公立宍粟総合病院におきましては、現在、入院のためのベッドとして205床を有しております。その機能としましては、急な病気やけが、持病が急激に悪化された患者を受け入れる急性期病棟150床と、急性期を過ぎた患者へ在宅復帰支援を行う地域包括ケア病棟55床としております。

地域包括ケア病棟では、回復を図る時期にある患者の入院病棟であり、退院までの在院日数が比較的長期に及ぶことから、6人部屋での療養は、看護や介助、プライバシー保護などの面から、患者、家族の方からも療養環境の改善を強く望まれてきておりました。

そのため、このたび地域包括ケア病棟の6人部屋を4人部屋に、3人部屋を2人部屋に再編し、療養環境の改善を図るとともに、収益の増を図り、経営改善に努めていこうとするものであります。

収益への影響につきましては、直近の実績から試算しますと、許可病床数を200床未満とすることにより、外来収益の初診時保険外併用療養費では減収となるものの、地域包括ケア病棟入院料の増収と、病院の算定方式による増収で、総合的には増収が見込まれます。

また、今回の改正により200床未満の病院となることで、これまで初診の患者が紹介状を持たずに受診された場合に負担していただいていた、初診時保険外併用療養費の1回につき860円が不要となるため、手数料条例から削除するもので

あります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 3番の山下です。議案番号15番、宍粟市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、質疑をさせていただきます。

公立宍粟総合病院の許可病床数を205床から199床に減らすという条例の改正であります。一度病床を減らすと、増やすことは大変難しいというふうに聞いております。200床未満の病院になると、医師の確保が難しくなるのではないかと。また、病院の建て替えのときに、市民が望む病院を建てることのできないのではないかなどの懸念が残ります。

なぜ、今急いで許可病床数を減らすのか、もっと市民の意見を聞く必要があるのではないかと、市長に質疑いたします。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

志水総合病院事務部長。

総合病院事務部長（志水史郎君） お答えいたします。当院南館は昭和59年に建設され、30数年が経過する中で、老朽化も進み、療養環境において市民の皆様には御不便をおかけしているところでございます。

特に、5階地域包括ケア病棟は回復を図る時期にある患者さんの入院病棟であり、退院までの在院日数が比較的長期に及ぶことから、6人部屋での療養は看護や介助、プライバシー保護などの観点から、患者様や家族の方からも療養環境の改善が強くこれまでも望まれてきておったところでございます。

また、国・県からは、病床利用率が極めて低水準である公立病院においては、病床数の削減を検討するよう指導がなされることとされておりまして、現制度の中で既得権として最大限の病床数を確保することが最良の方法と考えております。

以上のことから、入院期間が比較的短期間の3階及び4階の急性期病棟につきましては、現状を維持することとし、5階地域包括ケア病棟の6人部屋を4人部屋とし、療養環境の改善を早期に実現したいと考えます。

なお、過去には若い医師の大病院志向が言われた時期もありましたが、現在は200床以下の病院となることによる医師確保の影響等はございません。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 療養環境の改善という点では非常に大切だと思いますので、そのほかの市民の要望等も含めて、またしっかりと別に考えていかなければならないことであるというふうに療養環境の改善については思っております。

そこで、今回のこの病床の削減というところなんですけど、今、国や県が進めております医療費の削減、この中で現在の宍粟総合病院でどう対応することができるかということ懸念に考えられた結果だとは思いますが、やはり今こんなに急いで病床数を減らして本当に大丈夫なのだろうか、お医者さんや看護師さんの確保が難しくなるのではないかと、やはり今、稼働病床数率が県の指導に達していないというようなこともやはり医師や看護師が確保できてないからということが根本の原因ではないかなとも考えられるので、今、急いでこの削減をするということに対しては、本当に大丈夫なのかなというふうに感じています。将来的なことで、本当に大丈夫であると言えるのかどうか、市長にお尋ねします。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいまお話があったとおり、昨年病院改革プランの中で、いわゆる環境の改善の問題であったり、あるいは経営の改善というようなことも含めながら、何とか総合病院をということで、病院も含めて一体となって今鋭意取り組んでおるところであります。したがって、今回の提案につきましては、先ほど冒頭で提案理由の説明で申し上げたとおり、その2点が大きく作用するところがあります。

また、あわせもって逐一委員会等でも報告していると思いますが、病院の稼働状況、ベッドの稼働状況についても70%前後、場合によっては下がっておるという状況、そういう中で病院全体の経営状況等もしっかり見ながら、将来にこの病院の立ち位置も考えていかななくてはならないと、こんな現状であります。

そういう中で、将来大丈夫かと、こういうことではありますが、私は現段階では病院の立ち位置をしっかりしながら、その役割を担うことが将来に繋がってくると、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） もう一つ、今回の病床削減で将来大丈夫かなと思うところの具体的なところがあるんですけども、今回、6床が変床で7床が休床、合計13床減少するわけなんですけれども、それが回復期の地域包括ケア病棟、今55床あると

ころを42床に13床減少するわけなんですけども、地域包括ケア病床というのは、やはりこれから御高齢の方が増えていく中で、次の療養先が見つかるまで、安心して入院することができる病棟として今後必要になってくるのではないかなと。それを55床あるところを42床に減らすというのは、今は大丈夫でも、これから先、行き場がない人たちが出てくるのではないかなという不安があるわけなんです。

そこで、やはり公立宍粟総合病院は、地域の住民の皆様の命や健康を守る地域住民の共有財産として考えていくべきだというふうに私は思っておりますので、先ほど言いましたような懸念が起こっては絶対にならないというふうに思っておりますし、これからもやはりもっと市民の皆様に本当に宍粟総合病院があるから、どんな病気になっても大丈夫だと言えるような病院を、これから将来にわたって続けていかなければならないというふうに思っております。

そこで、今回、地域包括ケア病棟55床を42床にするということで、大丈夫なのかどうかということをお尋ねいたします。

議長（実友 勉君） 志水総合病院事務部長。

総合病院事務部長（志水史郎君） 私のほうからお答えさせていただきます。

地域包括ケア病棟につきましては、今後、議員おっしゃいますように需要が伸びてくる分野であろうと考えております。

ただ、地域包括ケアという宍粟市の全体の中では、退院促進、医療と介護の連携、在宅支援というようなこともかかわってまいります。ですから、病院の中だけでいつまでもいていただくというのではなくって、退院支援を含めてこの病床改変に臨みたいと思っております。

具体的には、退院された先への看護師の訪問指導とか、入退院の支援、それからこれまでも増して他病院との連携、地域連携室の強化というようなことも考えておりますので、その辺病院だけで考えていくのではなく、宍粟市全体での医療と介護の連携をさらに密にして、病院運営も考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第15号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第17 第16号議案

議長（実友 勉君） 日程第17、第16号議案、宍粟市分収育林基金条例の廃止についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第16号議案、宍粟市分収育林基金条例の廃止につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

分収育林事業の円滑で透明性のある資金運営を行うため、育林地所有者である市及び育林費負担者が負担した出資金を分収育林基金に積み立てておりましたが、ウズエ分収育林契約が平成29年12月31日をもって満了となることに伴い、基金の精算後、当条例を適用する分収育林事業がなくなることから、本条例を廃止しようとするものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第16号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第18 第17号議案～第18号議案

議長（実友 勉君） 日程第18、第17号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止についてから、第18号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、第17号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止、さらに第18号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

旧慣による公有財産の使用権を廃止する箇所につきましては、波賀町原の原自治会の縁故使用地548.8平方メートルで、関西電力株式会社により施工される機能強化に伴う鉄塔建て替え工事に伴い、同社に売却する必要が生じたものであります。

この旧慣による公有財産を売却する場合には、地方自治法238条の6第1項の規定により、旧慣による公有財産の使用権の廃止について、議会の議決を経る必要が

あることから提案するものであります。

同じく第18号議案、この提案につきましては、箇所におきましては、千種町下河野の下河野自治会の縁故使用地415.66平方メートルで、兵庫県により施行される主要地方道若桜下三河線防災・安全交付金事業工事に係る道路改良に伴い、兵庫県に売却する必要が生じたものであります。

いずれも先ほど申し上げたとおり、議会の議決を経る必要があることから両議案を提案するものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第17号議案から第18号議案までの2議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第19 第19号議案～第20号議案

議長（実友 勉君） 日程第19、第19号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてから、第20号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の変更についてまでの2議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、第19号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更、さらに第20号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第19号議案につきまして、平成29年9月に、宍粟市過疎地域自立促進計画において、波賀町区域及び千種町区域を範囲とする計画から市全域を範囲とする計画に変更しました。

今回過疎地域の自立のための振興施策に関連する事業を2事業追加し、有利な過疎債を財源として、計画的な振興施策を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容としましては、交通体系の整備に関する事業としまして、下広瀬門前線の舗装工事を追加計上し、利用車両の安全確保と緊急時の迂回路として整備することで、安全で安心な生活空間の形成を図ります。

次に、その他地域の自立促進に関し必要な事項に関する事業としまして、平成30年3月末をもって閉校することとなる染河内小学校について、プール等の解体工事を追加計上し、地域コミュニティの場を確保しようとするものであります。

次に、第20号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定の件であります。山崎町中野辺地、上ノ下辺地域において総合整備計画を策定し、有利な辺地債を財源とするため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本市は、行きどまり路線の解消や迂回路線の改良、道路防災事業など、生活道路の確保と災害に強く安全で快適な生活道路網の整備を推進しております。

総合整備計画に策定する山崎町中野地域から上ノ下地域までにかかる市道中野上ノ線においては、幅員が狭小で通行危険箇所も点在する路線であるとともに、台風等による河川氾濫により県道岩野辺山崎線の宮ノ前橋が被災した場合、被災箇所以北の市民の孤立化が想定されます。

平成30年度から平成33年度までの4カ年において本路線の道路改良を行うことにより、地域住民の生活環境の向上並びに災害の迂回道路として、地域住民の安全安心な暮らしと災害に強いまちづくりを推進し、辺地地域の発展につながる事業であります。

両議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第19号議案から第20号議案までの2議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第20 第21号議案～第23号議案

議長（実友 勉君） 日程第20、第21号議案、農作物共済危険段階基準共済掛金率

の設定についてから、第23号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてまでの3議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第21号議案、農作物共済危険段階基準共済掛金率の設定、第22号議案、園芸施設共済危険段階基準共済掛金率の設定、さらに、第23号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価につきまして、3議案一括して提案理由の御説明を申し上げます。

第21号議案であります。この危険段階基準共済掛金率については、農家間で被害の発生状況が異なる場合があること等を考慮し、農家の掛金負担の均衡を図るため、農業災害補償法第107条第4項及び同法第120条の23第3項の規定により、それぞれの危険段階における基準共済掛金率を設定することができるとされております。

共済掛金率を設定するに当たりまして、農林水産省告示に伴い兵庫県からの通知を受け、これに基づく掛金率の改定を3年ごとに見直しを行います。今回は、平成24年度から平成28年度の5年間の各個人における平均被害率を算出し、被害率に応じて水稲では5段階、園芸施設のプラスチックハウス類についても5段階の区分を設定し、平成30年度より適用しようとするものであります。

今回の改定内容につきましては、宍粟市損害評価会に諮問し、5段階に分ける設定、最高被害率区分と最低被害率区分における掛金率の開きの設定について適正であるとの答申を受け、兵庫県農業共済組合連合会へ協議を行ったところ、適切であると、こういう御意見をいただいております。

続いて、第23号議案であります。農業共済事業に係る事務費の賦課につきましては、宍粟市農業共済条例第5条第1項の規定により、兵庫県農業共済組合連合会からの賦課金を含めた市が農業共済事業を行うため必要とされる事務費の予定額から、国庫負担金等の収入予定額を差し引いて得た金額を、共済加入農家に対し、賦課することとしております。

平成30年度につきましては、今回提案しております平成30年度当初予算に基づき算定した結果、主なものでは、水稲共済で賦課総額223万7,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり40円、家畜共済の肥育牛等で賦課総額85万8,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり40円、畑作物共済の大豆で賦課総額35万2,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり50円を予定しております。

以上、3議案、一括して提案理由の御説明を申し上げますが、原案に御賛同賜

りますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第21号議案から第23号議案までの3議案は、総務
経済常任委員会に付託いたします。

日程第21 第24号議案～第29号議案

議長（実友 勉君） 日程第21、第24号議案、平成29年度穴粟市一般会計補正予算
（第6号）から、第29号議案、平成29年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第3
号）までの6議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第24号議案から第29号議案までの補正予算6議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正では、平成29年度の予算を執行してまいりました各種事務・事業につ
きまして、財源を含めた整理を行うほか、年度内の完了が困難な事業については、
繰越明許費を追加及び変更するものであります。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第24号議案、平成29年度穴粟市一般会計補正予算（第6号）であります
が、歳入歳出から、それぞれ3億8,105万2,000円を減額し、補正後の総額を236億
7,911万8,000円としております。

歳出の主なものにつきまして、総務費では、地域生活交通対策事業補助金をはじめ、事業費の整理による減額を行っております。

民生費では、地域密着型サービス等拠点整備事業補助金や後期高齢者医療に係る療養給付費負担金、児童扶養手当や児童手当の事業費の整理による減額を行うとともに、国の保育士給与にかかる保育単価の基準の改正に伴い認可保育園及び保育所運営費などの増額を計上しております。

衛生費では、国民健康保険診療所特別会計繰出金や妊婦健康診査補助金の増額を行うほか、コミュニティプラント管路等移設工事費などの減額を行っております。

農林水産業費では、シカ個体数管理・調整事業補助金や、雪害被災農業者向け生産施設等復旧支援事業補助金、地籍調査業務委託料など、事業費の確定等に伴う整理を行うとともに、国の補正予算にあわせ、ため池耐震化整備事業負担金の増額を計上しております。林業関係では、緊急防災林整備事業補助金や混交林整備事業補助金、森林整備促進事業補助金など事業量に応じた減額を行っております。

商工費では、森林セラピー及び氷ノ山事業等整備工事費について事業費の確定に伴い減額を行っております。

土木費では、県の事業費の確定に伴う県営急傾斜地崩壊対策事業負担金を追加する一方で、下水道事業特別会計の補正に伴う繰出金の整理を行うとともに、市営中山台団地建て替え工事費の事業費の確定に伴う減額を行っております。

教育費では、文化会館改修工事費の事業費の確定に伴う減額を行い、災害復旧費では、国の査定に伴う事業費の減額を行っております。

公債費では、今回の補正の剰余財源を活用し、後年度の財政負担の軽減を図るための繰上償還金を追加しております。

続いて、これら歳出の財源となります歳入の主なものとしまして、地方交付税では、地域生活交通対策事業補助金などの整理に伴い減額するとともに、国庫支出金及び県支出金では、子どものための教育・保育給付費国庫及び県負担金、また、カヌー競技場整備事業に係るふるさとづくり推進事業補助金を追加する一方で、事業費の減額等に伴う整理を行っております。

財産収入では、事業量の減に伴う立木売払収入の減額を行うほか、寄附金では、老人福祉事業に係る寄附金を追加するとともに、繰入金、諸収入では、それぞれの事業に応じて整理しております。

繰越金では、平成28年度決算に係る剰余金の残額分を追加し、市債においては、国の補正に伴うため池耐震化整備事業負担金、また、県の事業費の確定に伴う県営急傾斜地崩壊対策事業負担金の財源の一部として、公共事業等債を活用する一方で、し尿処理施設整備事業や道路橋梁整備事業など、事業費の確定等に伴う減額を行っております。

なお、年度内に完成が見込めない道路改良事業や橋梁維持補修等について、繰越明許費の追加及び変更を行っております。

次に、第25号議案、平成29年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出で、患者の減に伴う医薬材料費の減額を行い、あわせて、診療報酬や負担金収入の減額、一般会計からの繰り入れを整理するものであり

ます。

歳入歳出から、それぞれ2,360万円を減額し、補正後の総額を2億5,456万1,000円としております。

次に、第26号議案、平成29年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出で、介護サービス費などの見込みに伴う整理を行うとともに、国県支出金の整理や基金繰入金の整理をしておりますが、歳入歳出の総額に変更はありません。

第27号議案、平成29年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、揖保川流域下水道維持管理負担金の事業費の確定により追加する一方で、ストックマネジメント計画策定に係る調査設計業務委託料について事業費の確定に伴う減額をし、これに伴う国庫支出金や一般会計繰入金などの財源の整理を行うとともに、ストックマネジメント計画策定事業について、国のガイドラインの変更に伴い、設計等に不測の日数を要したため、繰越明許費を計上するものであります。

歳入歳出から、それぞれ8,112万8,000円を減額し、補正後の総額を18億5,948万円としております。

次に、第28号議案、平成29年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、農業集落排水施設機能強化のための施設整備工事など事業費の減額を行い、あわせて県支出金や市債など財源を整理するものであります。

歳入歳出から、それぞれ5,658万1,000円を減額し、補正後の総額を8億5,450万2,000円としております。

次に、第29号議案、平成29年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、一般会計補助金の確定に伴い、収益的収入を追加し、資本的収入の減額をするものであります。

以上、補正予算6議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。

今回の補正は、各種事業について、当該年度事業費の確定等による精査を行うものでありますが、何とぞ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第24号議案から第29号議案までの6議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第22 第30号議案～第40号議案

議長（実友 勉君） 日程第22、第30号議案、平成30年度穴粟市一般会計予算から、第40号議案、平成30年度穴粟市農業共済事業特別会計予算までの11議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、第30号議案から第40号議案の提案説明を兼ね新年度の市政運営に臨む所信の一端を申し上げ、市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたい、このように思うところであります。

「森林から創まる地域創生」をキャッチフレーズにスタートさせた地域創生総合戦略に基づく各種取り組みにつきましては、この2年間、兵庫県や周辺市町の協力はもとより、市民の皆さんや各種団体等と連携し、若者の定住、子育て環境の充実、産業の担い手育成など、課題解決に向け施策を推進しているところであります。

特に、喫緊の課題であります「人口減少問題」につきましては、「平成32年度末人口3万7,000人」という短期目標を掲げているところでありますが、この目標を達成するためには、市はもちろんのこと、市民、事業者等々がさらに一体となり、人口減少対策に一層取り組んでいくことが大切であると考えております。

このような中で、平成30年度予算につきましては、地域創生総合戦略の三つの重点化方針であります「住まい環境づくり」、「彩と生業づくり」、「生活圏の拠点づくり」に沿った未来創造型の事業について、今、やらなければならないことを勇気と決断をもって積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、総合計画に掲げる基本方針に沿って、平成30年度の主な施策を御説明申し上げます。

まず、「魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり」につきましては、農業振興において、「新規就農、定住促進事業」をさらに拡充させ、新規就農者の短期・長期の研修制度を新設することにより、新規就農者の自立促進や後継者育成体制の確立に取り組み、一層の新規就農者・農業従事者の定住促進を図ります。

林業振興では、「担い手確保」や「新規事業体育成」、「森林整備促進」などを継続して実施するとともに、広葉樹林化、混交林整備、里山整備などにより災害に

強い森林づくり、彩り豊かな景観形成を図ります。

商工業の振興では、「無料職業紹介所」の開設日を週5日に拡充し、相談・求人開拓体制の充実を図るほか、生活困窮者等を対象とした就労支援事業等と一体的な事業運営を行うことにより「総合的な仕事の相談窓口」として求職者等への支援を強化します。

また、「宍粟版就職支援サイト」を構築し、宍粟の仕事や求人などの情報を学生やその保護者に的確に発信することにより、若者の市内企業への就職を促すほか、社員の奨学金返済支援を実施する市内中小企業に対する費用の一部助成や、県外から市内への転入者や地域おこし協力隊等が起業する場合の信用保証協会保証料の助成など、市内への定住を促進する取り組みを始めます。

観光の振興では、オリンピック・パラリンピックに向けた東京都でのPRマーケットへの出店のほか、「第6回兵庫ご当地グルメフェスティバル」を本市において他のイベントと複合開催することにより、宍粟市の魅力や知名度の向上を図るとともに、「日本酒のふるさと＝宍粟」として味噌や麹などを活用した「発酵のまち」を掲げ、日本酒の推進や発酵食品による健康増進の取り組みを、しそ森林王国観光協会とも連携し、広く市内外へPRしていきます。

次に、「快適に暮らせるまちづくり」につきましては、公共交通ネットワークにおいて、運行ダイヤの見直しによる利便性の向上や、オリジナルラッピングバスの運行による利用促進、また路線バスをみんなで守っていくという意識の醸成を図る取り組みを進め、公共交通の維持確保に努めます。

住環境の整備では、古民家を活用し地域の賑わいや活性化に繋げるための改修費用について助成する制度を創設するほか、老朽化による建て替えを行っている市営中山台団地については1号棟の完成を目指します。

公園の整備では、最上山公園や家原遺跡公園の老朽化トイレの改修、建て替えや樹木の剪定、植樹を行い憩いの場づくりを進めます。

道路網の整備では、都市計画道路市道山田下広瀬線の整備に当たり、地権者と調整を進め工事に着手するほか、道路・橋梁の長寿命化を図る計画に基づき老朽度が著しい箇所を優先に修繕を行います。

上下水道の整備では、引き続き新たな水源池からの導水施設の整備を進めるほか、豪雨時の災害防止のための雨水幹線を整備します。

次に、「環境にやさしいまちづくり」につきましては、環境施策としまして、森林のまち＝宍粟として、生まれてくる子どもに木のぬくもりを感じ健やかに育て

ほしいという願いから、「木育」を推進するため、赤ちゃんの誕生祝いに「宍粟の木でつくったおもちゃ」を贈るウッドスタート事業を始めます。

また、ごみの減量化、再資源化のため、資源物のコンテナ回収を全市において開始するとともに、おむつなど可燃ごみの多い子育て世代の支援として、アパートやマンションなど、ごみの保管場所が少ない地区をモデルに可燃ごみの週2回収集を試験的に取り組みます。

次に、「安全で安心なまちづくり」につきましては、防災施策としまして、山崎断層帯をはじめとする大規模災害の発生に備え、引き続き備蓄品の計画的整備や総合防災訓練を実施するほか、農村地域の危険度の高いため池の改修など防災基盤の整備を進めます。

非常備消防体制の充実については、消防団員に火災出動通知する電子メールに地図情報を表示できるようにするほか、消防施設の整備も順次進め、消防団活動の円滑化に努めます。

消費者行政では、市民が安心安全に暮らせる地域社会を目指し、地域や消費者団体との連携を深めながら、被害防止に努めます。

次に、「子どもが健やかに育つまちづくり」につきましては、子育て環境の整備としまして、「子育てアプリ」を導入し、乳幼児の予防接種や健診の保護者のスケジュール管理を容易にするとともに、流行性疾患などの情報をタイムリーに発信するほか、屋外イベントでのおむつ交換や授乳スペースを確保するため「赤ちゃんテント」の貸出事業に取り組むなど、子育て環境の充実を図ります。

また、小学生から高校生までの間に子どもが3人以上いる家庭において、第3子以降の小中学校給食費を無料化するとともに、宍粟市奨学金の支給限度額の増額により、子育て世代に係る経済的負担の軽減を図ります。

幼保一元化の推進では、一宮北中学校区と戸原小学校区において、平成31年4月開園に向けて認定こども園の園舎を建設するとともに、幼保一元化計画につきましても、地域と丁寧な協議を重ねる中で適切に推進します。

また、あずかり保育・学童保育では、城下学童保育所の園舎を新築し、受け入れ体制を拡大するとともに、延長保育・一時預かりなどの多様な施策とあわせて、子どもの健全な育成、働く保護者のサポートの充実を図ります。

このほか、学校教育においては、新たに中学校の理科教室に大型モニター、タブレット端末を整備するとともに、キャリア教育の推進、小学校での英語教育、スクールソーシャルワーカーの充実を図るほか、こころの教育推進事業については、対

象を中学生にも拡大し実施します。さらには、「教職員の働き方改革」の一環として、教師が児童生徒と向き合える時間の充実を目的として「スクールサポートスタッフ」を試験的に配置します。

次に、「保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり」につきましては、健康づくりにおいて、健康増進計画・食育推進計画のもと、若年層の調理機会の確保、調理技術の習得のため、さまざまな角度から料理教室を実施し、食育の推進を図り食生活の健全化に繋がります。

地域医療では、地域医療推進のための基本方針に基づき、地域包括ケアシステムの重要な柱となる医療において、入院・通院支援、療養支援、急変時の対応、看取り等が包括的かつ継続的に行われる医療提供体制の構築を目指します。また、公立穴栗総合病院では、引き続き医師の確保対策に努めるとともに、公立穴栗総合病院改革プランに基づき、市民に安心していただける医療の提供を目指します。

介護福祉では、「高齢者が地域で生きがいをもち、安心して暮らせるまち」の実現を基本理念とした第7期介護保険事業計画を推進します。特に、介護予防として元気な高齢者の増加のほか地域づくりも目的とした高齢者の「通いの場」の拡充を支援するとともに、必要な生活支援サービスや介護サービスが提供できる体制の充実を図ります。

障害福祉では、障害者計画、障害者福祉計画、障害児福祉計画のもと、社会参加の促進と地域生活支援の充実を図っていきます。また、手話施策につきましても手話通訳者養成講座の充実・増設を行うほか、庁舎にタブレット端末を設置し、スマートフォンなどを利用したビデオ通話による手話通話を可能にするなど、手話の普及や理解の促進、情報取得など環境整備を進めます。

生活福祉では、「生活困窮者自立支援事業」における就労支援事業等を無料職業紹介事業と一体的に実施するとともに、就労相談から就職後の定着支援までをワンストップで提供できる体制を整備し、生活に困窮されている方々等の早期発見、早期支援に取り組みます。

次に、「心豊かにいきいきと学べるまちづくり」につきましては、生涯学習の推進としまして、学生から高齢者まで幅広い世代が自由に利用できる場所を、図書館や防災センターなどで整備し、誰もが学べる学習環境づくりを進めます。

また、地域の資源を活かしたスポーツ振興では、カヌー競技で昨年度誘致に成功した「関西学生カヌー選手権」のほか、新たに4月には「ジュニア海外派遣選手最終選考記録会」の受け入れが決定しており、これらの継続実施に必要な施設整備を

行い、音水湖カヌー競技場を日本中にアピールしていき、スポーツの推進、宍粟市の知名度の向上、交流人口の増加を図ります。

人権教育・啓発では、若年層をはじめ市民の人権意識のきっかけづくりとして、引き続き市民参加型の人権啓発事業の実施や若者フォーラムの開催などにより、市民への人権啓発を進めます。

また、男女共同参画の推進としまして、「女性活躍推進法」に基づき、女性の活躍を推進する内容を盛り込んだ「男女共同参画推進計画」の改定に着手をします。また、女性の活動を支援する「宍粟女子キラキラパワーアップ応援事業」を継続するなど、女性の社会参加をサポートし、女性が地域で輝くまちづくりの実現を目指します。

次に、「参画と協働のまちづくりの推進」につきましては、市政情報や地域の情報の発信・共有を推進するため、市ホームページをリニューアルするとともに、しそチャンネルでのオリジナル情報番組の制作など魅力ある番組の配信により、しそチャンネルの加入促進に取り組みます。

また、「地域おこし協力隊」の積極的な受け入れや、地域の課題整理や課題解決に向けた「地区コミュニティ支援員」の配置など、地域力の維持・強化に向けて、引き続き取り組んでいくほか、生活圏域の拠点施設整備の第1弾となる（仮称）一宮市民協働センターの本体工事に着手し、さらに、（仮称）千種市民協働センターについても地域との協議の上、設計に着手します。

また、地域人材の確保・育成・地域産業の強化、移住・定住の促進といった地域課題解決のための方策や具体の取り組みについて、宍粟市に関係するさまざまな主体が一体となって協議・検討する場を設け、その結果を施策に即時に反映させるため、「人材確保・定住促進基金」を新たに造成します。

最後に、「持続可能な行財政運営の推進」につきましては、人口減少等に伴う市税、普通交付税の減少のほか、多様化する行政ニーズへの対応など市財政は非常に厳しい状況にありますが、行政改革大綱や公営企業の経営戦略に基づき、健全運営に取り組んでまいります。

具体的には、市税等の徴収率の向上、広告収入やふるさと納税、未利用財産の売却などによる自主財源の確保に取り組むほか、手数料・利用料など公共料金の見直しに着手します。加えて、職員の能力向上のための研修事業も積極的に取り組むほか、公共施設の効率的な管理のため、公共施設等総合管理計画に基づいた個別分野ごとの管理計画を策定し、公共施設の適正管理を目指します。

また、都市計画税のあり方については、タウンミーティングなどでの市民の皆様からの意見を踏まえ、職員による検討を進めているところであり、できるだけ早い段階で方向性を示し、議会や市民の皆様を含めた議論へ発展させていきたいと、このように考えています。

これらの事業を進めるに当たり編成した平成30年度当初予算案は、一般会計で239億4,000万円と、前年度に比べ2.9%の増、また、特別会計のうち国民健康保険事業特別会計において、広域化に伴い大幅な予算減となったことなどが要因し、特別会計と企業会計を合わせた全11会計の予算総額は439億7,721万2,000円、前年度に比べ0.7%の減となっております。

厳しい財政状況の中ではありますが、人口減少対策として進める若者定住や子育て支援など市の課題に積極的に財源を傾注し、地域創生総合戦略を一層進める積極型予算と考えております。一方で、財政調整基金につきましては8年連続で取り崩しを行わないほか、繰上償還を1.7億円計上するなど、財政健全化についても配慮したものとしております。

以上、予算の提案を兼ねて平成30年度の市政運営に係る施策の概要について申し上げましたが、「平成32年度末人口3万7,000人」を目指し、宍粟市に住んでいる方が「いつまでも住み続けたい」、一旦市外へ出た若者が「また帰ってきたい」、宍粟市外の方が「住んでみたい」と思える「まち」づくりのため、オール宍粟で、次の時代を切り拓くという決意のもと、宍粟市の目指す将来像「人と自然が輝きみんなで創る 夢のまち」の確実な実現に向けた予算であると考えております。

議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げます、私の所信と提案とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

次は質疑であります、ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ御了承賜りたいと思います。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、3月6日午前9時30分から開会します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（午後 0時13分 散会）